

ろうきんの理念と基本姿勢

理念・パーパス

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

近畿ろうきんのパーパス

はたらく仲間を支える“助け合いの金融”を实践し、誰もが安心して生活できる社会づくりに貢献する。

基本姿勢

目的

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です

ろうきんは、労働組合や生活協同組合等の働く仲間が、お互いを助けるために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。

ろうきんは、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です

ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されています。

ろうきんの会員は、平等の立場でろうきんを利用するだけでなく、ろうきんの運営に参画し、会員みずからの活動としてろうきんの運動を進めています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です

ろうきんの業務内容は、預金や融資・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く仲間からお預かりした資金は、大切な共有財産として、住宅・自動車・教育・育児・介護資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利の原則」「会員に対する直接奉仕の原則」「政治的中立の原則」に基づき、中期経営計画および年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫事業運営の3原則

非営利の原則

会員直接奉仕の原則

政治的中立の原則

労働金庫法

第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

全国のろうきんの概況とろうきんのセーフティネット

全国のろうきんの概況

全国のろうきんは、各地域で組織統合を進め、現在、13金庫が各地域で働く人たちの生活に密着した事業を展開しています。中央機関としての役割を果たしているのが、一般社団法人全国労働金庫協会（労金協会）と労働金庫連合会（労金連）です。

労金協会は、全国のろうきんの指導・連絡・調査・渉外活動等を、労金連は、全国のろうきんの系統金融機関として資金の需給調整・資金運用等の機能を果たし、全国的な統一業務を行っています。

		(単位:百万円、%)			
金 庫 数	13金庫	金庫名	預 金	貸出金	預貸率
店 舗 数	590店舗	北 海 道	1,098,723	901,393	82.04
役 職 員 数	11,146人	東 北	2,241,790	1,486,714	66.31
会 員 数	93,163会員	中 央	6,910,166	4,834,702	69.96
	(団体会員46,160会員	新 潟 県	888,750	395,696	44.52
	個人会員47,003会員)	長 野 県	786,293	453,192	57.63
間接構成員数	12,100,324人	静 岡 県	1,280,173	1,050,766	82.08
預 金 残 高	23,062,100 百万円	北 陸	818,711	542,041	66.20
貸 出 金 残 高	16,311,892 百万円	東 海	2,261,875	1,869,414	82.64
		近 畿	2,381,590	1,571,354	65.97
		中 国	1,311,932	920,523	70.16
		四 国	638,835	432,260	67.66
		九 州	2,089,311	1,567,162	75.00
		沖 縄 県	353,946	286,669	80.99
		合 計	23,062,100	16,311,892	70.73

ろうきん業態セーフティネット(安全網)

ろうきんでは、業態独自のセーフティネットとして、「ろうきん相互支援制度」を設けております。この制度は、「予防的な措置」と「金融支援措置」という2つの仕組みを用意しています。

第1の柱である「予防的な措置」としては、全国13労働金庫の業態団体である全国労働金庫協会（労金協会）に設置された労働金庫監査機構による定期的な監査（金庫の業務執行や財務状況等についての監査）と労金協会による定期的な経営状況のモニタリングがあげられます。経営状況のモニタリング結果については、労金協会が開催する「経営モニタリング会議」へ報告され、経営上の問題が認められた場合には、問題の程度に応じた措置（経営改善指導等）が講じられる仕組みとなっています。

第2の柱である「金融支援措置」は、労金協会と労働金庫の系統中央金融機関である労働金庫連合会（労金連）が共同運営する「ろうきん相互支援制度運営会議」において金融面での支援が必要と判断された場合、金庫の状況に応じて労金連の金融機能を活用し、一時的な資金の貸付である「緊急時特別貸付制度」、資本増強支援のための「優先出資引受け制度」、再建支援等のための「相互支援基金制度」や「金庫支援定期預金制度」を実施することで経営を支援します。

